

アルケイアー記録・情報・歴史
第七号 二〇一三年三月 一―二三頁
南山大学史料室

古文書大國日本とアーカイブズ

福田 千鶴

九州産業大学 国際文化学部 日本文化学科

Perspective on Japanese Archives and a National Heritage of Many Ancient Documents

Department of Japanese Culture, Faculty of International Studies of Culture,
Kyushu Sangyo University

FUKUDA Chizuru

archeia: documents, information and history
No.7 March, 2013 pp.1-23
Nanzan University Archives

はじめに

一 日本のアーカイブズ運動

二 古文書大國日本

おわりに

古文書大國日本とアーカイブズ

福田千鶴

はじめに

福岡からまいりました福田と申します。今日は一時間ぐらいの予定でお話しさせていただきました。タイトルは「古文書大國日本とアーカイブズ」です。永井英治先生からの依頼で講演をひきうけましたが、今回報告のためにレジュメを作るにあたって、どうして引き受けてしまったのかと、大きな後悔をいたしました。

というのは、現在、私は九州産業大学で日本史を教えております。着任が二〇〇八年ですので、今年で五年目です。九州産業大学は、名古屋ではあまりご存じないかもしれませんが、九州ではそれなりの規模の総合大学です。福岡には国立の九州大学がありますが、私立としては福岡大学とプロテスタント系の西南学院大学の二校が人気も高いのですが、その後を追っかけています。

ちょうど二〇一〇年に、九州産業大学は五〇周年を迎えました。創始者は中村治四郎さんで、英語の先生だったそうです。大変教育熱心な方で戦後の若者に教育を与えたいということで、戦後の混乱のなかで大学創立に邁進さ

れた方でありませぬ。戦後すぐの一九四六年に、まず福岡外国語学校を設立しております。これを一九四九年四月に福岡商科大学に発展させます。現在の福岡大学になる大学です。中村氏はその副学長となるので、福岡大学と九州産業大学は兄弟の関係にあるのですが、地元でもこのことはあまり知られていません。ただ、経営陣との考え方の相違があつて、中村さんは翌年一二月に副学長をすぐに辞めてしまつています。

それから九州英数学館という予備校をお作りになる一方で、一九六〇年四月に九州商科大学を創立し、一九六二年四月から九州産業大学に名称を変えております。最初は商学部の単科大学でしたが、その後拡大していきまして、現在七学部、二〇一〇年で在籍者数一一、四八五人でした。最大は一九九八年で一五、八一〇人在籍してました。

二〇一一年、去年の三月に、『九州産業大学五〇年史』が出版されました。ちょうど私が着任した二〇〇八年四月の最初の教授会で、五〇年史を作るので、声が掛かったら協力するようにと話がありました。私のところは国際化学部でございますけれども、日本史の専任教員は私一人しかおりませんので、当然私としては声が掛かつて大変なことになるのだらうと思つておりましたら、全く声は掛かりませんでした。どうやって作るのかと心配しておりましたら、そのうちに古い文書を持つている人があつたら出してくださいとか、あるいは昔の有名教授で誰か知っている人があつたら紹介してくださいとか、そのようなアナウンスが何回か流れて、そのうちあつという間の四年で三二九ページに及ぶ五〇年史ができたということで、私も大変びつくりしたわけです。

そのあと、五〇年史で集めた資料がどうなつてしまつたのかは、私も全然追跡しておりませぬ。本当だつたら集めた資料をもとに、南山大学のように史料室を作つて、今後の大学の歴史編纂や地域貢献などにも使つていくべきなのでしょう。今回は文書や記録をなぜだか捨てられない人々が大学にたくさんいてくれたおかげで、幸いにも五〇年史を作ることができたのかなと思うのですが、九州産業大学は七〇歳定年なので、これからちょうど創立当

初から在籍されていた先生方が次々に定年退職でお辞めになっていく状況のなかで、たくさんの方が失われていくのだろうと考えながらも、大きな声を出すと自分に御鉢が回ってきますので、静かにしておこうということでした。そのような私がここでアーカイブズの話をしていいのだろうか、ということをお聞きして、静かにしておこうということでした。

では、私がなぜこのような依頼をされたのかと言え、最初に国立史料館に就職し、アーカイブズ運動に関わってきたことにあるかと思えます。ですから、本日は私が国立史料館で体験してきたこと、その過程で考えてきたことなどをお伝えして、何か議論ができるような素材が提供できればと思っております。

前置きがずいぶん長くなりましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

一 日本のアーカイブズ運動

まず、国立史料館のあらましについてご紹介いたします。「国立史料館」はいわば通称です。正式名称は「国文学研究資料館・史料館」と言いました。過去形です。なぜそのような複雑な名称だったのか、ということも、歴史の一端を表しています。それは後述することにし、私は国立史料館の第一史料室に助手として一九九三年四月に就職いたしました。この部署は、武家・公家及び寺社に関する史料の調査・研究及び収集・整理をするところでした。私は九州におりましたので、国立史料館に就職が決まったときには、「近世史研究のメッカに就職できてよかったね」と言われました。私の専門は日本近世史ですので、近世史の史料を五〇万点も持っており、かつ近世史の研究者が一〇人も揃っている。そのような機関は東京大学史料編纂所を除けば他にあまりございませんので、とても喜ばれたわけです。しかしながら、実際にその頃の国立史料館は、近世史研究というよりは、とにかくアーカイブズ

運動の真つただなかであり、私はそこに自覚もなく飛び込むことになったわけです。

国立史料館の歴史は、一九四七年に文部省科学教育局人文科学研究所において、学界の協力の下に、近世以降の古文書記録の収集事業に着手したことに始まり、戦後、村の庄屋や公家・大名などの記録が古書店に売られたり、捨てられたり、燃やされたりしている状況を何とかしなければいけないということで、文部省のなかに史料を収集する部局が立ち上がったのです。

ですから、こちらの愛知県の場合で申しますと、愛知県庁文書が国立史料館に入っています。アーカイブズ運動のなかで史料の現地保存主義が唱えられたときに、なぜ愛知県庁文書が東京の国立史料館にあるんだということが問題になったわけですが、戦後の混乱のなかで日本全国の、とくに近世以降の史料の散逸を防ぐために古文書を受け入れる機関としてつくられた、とご理解いただければ幸いです。北は北海道から南は沖縄までと言いたいですが、南は熊本までの史料が集められています。所蔵資料は約五〇万点です。

こうして文部省の一部局のなかで細々と史料を収集・整理していったわけですが、一九四九年に国立史料館設置に関する請願が第五特別国会に提出され、採択されました。一九五一年の設置の際には、国立を付けずに単に「史料館」ということでスタートいたしました。しかし、通称では国立史料館とか文部省史料館と呼ばれていました。

一九六九年には、日本学術会議が勧告をしています。この時期はまだ「アーカイブズ」という言葉も十分に日本に定着していない状況です。ですから、勧告も「歴史資料保存の制定について」と題して学術会議の勧告として総理大臣に提出されました。そこで保存すべき歴史資料の現況の説明とその危機打開策が提言されています。

ここに言う歴史資料とは、我が国に存在する文書（古文書を含む）・記録類のことであるが（詳細は後述）、これらの資料は太平洋戦争による災害、敗戦以後の大きな社会変革等により、大量に消滅した。現在でも時々

刻々散逸しつつある。

歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・記録類について見れば、古代（奈良・平安時代）のもは国家機関・大寺社等により、比較的手厚く保護されており、それらの解読・公刊もほぼ全面的に行なわれている。中世（鎌倉・室町時代）の古文書・記録類については、時代が下るに連れて保護が十分行届いていないのが現状である。更に近世（江戸時代）の古文書・記録類になると、その大部分については、これまで何等の保護もなされてこなかったと言っても過言ではない。旧大名の古文書・記録類は華族制度の廃止と共に大量に散逸した。町方のものは戦災によってその殆どが焼失した。全国各地に存在した農村文書は、戦後の土地改革による地主の没落、ここ数年来の急激な社会変化により今や全面的亡失の直前にある。

歴史資料のもう一方の中心である明治以降の公文書類についても、事態はほぼ同様である。明治前半期の戸長役場の資料は、江戸時代の農村文書と同様の運命を辿りつつある。また、明治二二年の市制・町村制実施以降の公文書類はそれぞれの役場において保管されていたのであるが、たびかさなる町村の合併の都度、大量に廃棄されてきており、明治後半～終戦までの公文書を一点も有しないような市町村も少なくない。

事態は、右のごとくまことに深刻である。にも拘らず、歴史資料の散逸、廃棄を阻止するための体系的措置は全く取られておらず、このままに放置すれば間もなく取り返しつかない危機に陥ることは明白である。

以上のごとき憂慮すべき事態を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために、文書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要なのである。

この勧告で私が注目したいのは、対象とされた歴史資料のなかに、未来の歴史資料たる現用の公文書が全く視野に入っていないということです。つまり、一九四五年までの戦前の史料を何とかしなければいけない。中世文書は

不十分なが進展しているけれども、近世文書は全く手がついていない。そして、明治の文書もとにかく守らなければいけない。このような認識のもと、日本のアーカイブズ運動は始まっていき、その中心的役割を担った機関が国立史料館でした。以降、地方史研究協議会や全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協と略称）などとも協力しながら、緊急な課題に対処する形で史料保存運動が展開していくわけです。つまり、戦後、アーカイブズ運動を牽引した方々の多くが近世史出身であったことが日本のアーカイブズ運動の一つの特徴と言えますが、それが良い意味でも悪い意味でもアーカイブズ運動に大きな影を落としているというか、アーカイブズ運動を複雑にした原因ではないか、と私は思うのです。

このうち、国立史料館は国文学研究史料館と一緒にあります。これはかつての大学共同利用機関の一つです。川端康成さんがノーベル賞を取ったことで、国文学界でも資料館を作ろうということになり、品川区戸越にあった国立史料館の敷地に余裕があったので、そこに国文学研究資料館が建設されることになりました。国文研は現在、立川に移転しており、跡地は更地になっているそうです。戸越に行ったことのある方ならよくわかると思いますが、門を入ると大きな五階建ての白亜のビル、これが国文学研究資料館です。入っていくと、「ここは国文研ですので、史料館は入り口を出て右に行ってください」と言われて、右の建物をみると、本当に古くて暗くて、冬は寒くて。閲覧室の横に三階建ての書庫があったのですけれども、夏はもう本当に暑くて耐えられないぐらい暑くなるという自然空調のところでございます。人間が耐えられないなら常置されていた史料はさぞ大変だっただろうと思うのですが、大変劣悪な環境でした。後述するマイケル・ローパーさん（ICA）がこの書庫を見て、「あんな劣悪な書庫はない」と報告書に書いているぐらいでありまして、そのようなところに日本の五〇万点の史料は押し込められていたわけです。

さて、一九八〇年になっても、まだ日本では公文書館法が成立しませんが「文書館法の制定について」という勧告を出し、文書館は何をするところなのかという点について「文書館とは、官公庁資料を収集・整理・保存し、一般公衆の利用に供するとともに、公文書行政についての調査・研究を行う機関をいう」「官公庁資料とは、各省庁、政府関係機関、及び地方公共団体が、その任務遂行上、製作、受理した文書その他の記録をいう」という定義がなされました。現用の公文書を対象にしていくなことが明記されたのは進歩であり、文書館は官公庁史料を収集・整理・保存し、利用に供する機関として位置付けられるようになりました。

さらに、一九八六年になっても文書館法が成立しないため、今度は全史料協が「文書館大綱案」を作り、「文書館は次の業務を行う」として七つの業務を掲げています。

一、文書資料の移管又は引継ぎ及び収集（購入・寄託・寄贈）による受け入れ。

二、文書資料の整理及び保存。

三、文書資料の閲覧等による利用及び助言指導。

あとは調査・研究、啓発普及などとなっています。つまり文書館の業務に公文書が対象とされるようになって、文書館の仕事は「文書を受け入れて利用に提供する」という位置付けでした。

しかしながら、一九八六年に先述のマイケル・ローパー氏が日本の文書館の視察に訪れ、「日本における文書館発展のために」という報告書を書きます。長文の報告書で、本当に短い時間で、よくこれだけの視察を的確になさっていると感心する内容で、国立公文書館と全史料協、企業史料協議会を対象としています。また、この時期は大学アーカイブズが十分に展開していない頃でした。そのなかで第一に「専門職の養成が課題である」としつつ、「日本にはアーキビストの専門職養成施設がない」ことを指摘し、当面は外国の施設を利用しなければいけないのでは

ないかと提案しています。

さらに、アーキビストの業務について、重要な指摘をいたします。先ほどから述べているように、日本での文書館の業務は、史料を受け入れて、整理して保存して利用に供することにありましたが、ローパー氏は「日本のアーキビストは一般にもっと専門的知識や専門的技術を拡大する必要がある。これだけというわけではないが、特に次の分野を挙げておく」と断ったうえで、「半現用記録の取り扱いと文書館保存用の記録の選択及び移管の手順」と述べています。ここでいう「選択」とは、未来に向けて遺すべき記録文書を取捨選択して、不要なものは捨てる、廃棄しなさいということですが、その意識が弱い。つまり、評価・選別という概念を鍛える必要を示唆されたのです。

さらに、「文書形態記録以外の記録類（すなわち視聴覚記録や機械可読記録）の作成、選択、保存に関するあらゆる問題」をあげています。これは言い換えれば、日本のアーカイブズ運動は、「文書」しか対象にしていないのではないかという指摘だと思います。文字で紙媒体に書かれた記録以外のものもアーカイブズの対象なのです。

最後に「和紙形態以外の文字記録の保存と修復」についても鋭く指摘しています。和紙は放っておいても大丈夫だけど、もっと劣化が進んでいる記録史料がある。この時期にはとくに酸性紙問題が大変深刻な問題になっていました。近代の本や資料は西洋紙が用いられているため、本をめくるとバラバラと壊れてしまう状態でした。あるいは図面の青焼き、こんにやく版など、和紙に書かれた文字以外の記録の保存が緊急の課題ではないか、ということをご指摘されたわけです。

これを受けたのだと思いますけれども、その翌年の一九八七年九月に全史料協が出した「文書館法（案）」は文書館業務の第二番目に「文書の評価・選別及び廃棄」を明確に位置付けるように変化します。ですから、このローパー氏の指摘によって、近世史料はもとより、近現代公文書がアーカイブズ運動の取り組むべき重要な課題とする

意識が強まるのですが、近現代文書を扱う場合には、近世史研究者であれば直面する必要のない評価・選別という課題に向き合わざるをえなくなります。つまり、公文書をいかに評価・選別して未来に遺していくのか、という問題に直面するようになったのではないのでしょうか。

私が史料館に就職したのは一九九一年です。その二年前に、「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」を全史料協が作っています。その「評価・選択」の項目では、次のように取り決めています。

（１）評価・選択のシステムの開発

文書館を「人類の記録の源泉」と呼ぶからには、すべての文書・記録を後世に伝えたい。たしかに、たとえば近世文書のように古い文書・記録は、一点残らず保存するのが原則であろう。しかし、膨大に作成される現代の行政公文書や企業文書については、これをすべて文書館で保存し、整理し、利用に供することは不可能に近い。また安易にそれをめざすことは、逆に文書・記録の有効な利用を妨げる結果をもたらすことになろう。したがって、記録を評価し、永久保存するものを選び出す作業がどうしても必要となる。この作業が、いわば記録の生死を決定するきわめて重要な作業であり、機関の明確な方針と確立されたシステムのもとで実施されなければならない。この評価・選択システムを開発し実行するのは、アーキビストの最も重要な職務のひとつである。

ここで、評価・選択を実行するのは、アーキビストの最も重要な職務の一つであると位置付けられました。ですから、私も国立史料館に入ると、アーキビストのプロフェッション（専門性）は何なのかということはずっと議論したのですが、やはり評価・選択する能力だということになり、それでは、評価・選択をどうやってやったらいいのかというと、私はそもそも文書が捨てられないので困りましたねっていう話になり……。

さらにこの提言は「評価・選択の実施」の項目で、「評価・選択基準はあくまでも基準に過ぎず、実際に個々の文書・記録を評価するに当たっては、アーキビストの個人的能力に負うところが大きい」と書かれており、そうなる」と「私の責任ですか」ということになります。ですから、史料管理学研修会の受講生として来られた、いわゆる現場の人たちと話していると、「一番困るのは、どうやって捨てるのか、というのが自分の責任だと言われること」という声をよく聞きました。

しかも「専門職員の担当する業務」に関しては、「専門職員の業務のなかで最も重要なものが、膨大な記録資料の中から永久保存価値を有する記録遺産（歴史資料として重要な公文書その他の記録）を評価、選別することである。この評価、選別によって後代に伝えられる記録遺産、すなわち公文書の所蔵資料の質が決まってしまうので、専門職員があらゆる知識と経験を駆使してこの業務に当たらなければならない。専門職員の大きな責任が問われ、その専門性が発揮される領域である」ということで、アーキビストの専門性は評価・選別にあると明言されています。

この提言の三カ月後の一九八七年一二月に、公文書館法が制定されます。これは公文書が対象ですけれども、「公文書等」の「等」のなかに戦前、あるいは近世文書、古文書が含まれるという解釈で運用されていますが、文書館が本来保存すべきものは公文書であるという形になっていきます。ただし、文書館員の専門性は何かとは公文書館法のなかに定められておりません。

国立史料館では、公文書館法制定の翌年から、それまでの「史料取扱講習会」を「史料管理学研修会」へと名称を変えて、アーキビストの養成問題に取り組んでいくわけですが、吉川春子さんという国会議員が内閣委員会で質問に立っています（一九八八年三月二八日）。「アーキビスト・コンサベータなど、専門職員の養成についておうかがいします。文部大臣は予算委員会で積極的な答弁をされていますが、専門職の育成についてどういう具体策を持

っているのか文部省にお答えいただきたい」と。教育ということで文部省に向けて質問されています。

それに対して文部省担当官の西尾理弘さんという方が、「御指摘のアーキビストにつきましては、資料の保存・管理の専門家として文書館等における公文書等の保存、利用に重要な役割を果たしていくことが期待されるわけですが、公文書館法の制定を契機といたしまして、その養成についてはますます貴重な課題になってきているという認識でございます。このアーキビストの養成に関しては、これまで大学の共同利用機関だった国文学研究資料館というのがございまして、(中略)、昭和二八年以来、特に近世史を中心といたしまして専門職員の研修コースを実施しているわけでございます。この研修コースは、都道府県等の図書館、文書館、博物館等に勤務する専門職員を対象として近世史を中心として史料の調査、整理、保存、管理等に関する基礎的な知識、技能を習得させることを目的として開催しているものです。毎年一週間程度の短期間の講習会であります。これまでに受講者は二千人を超えているという状況でございます。このたびの公文書館法の制定を契機としまして、文部省としても今後こうした国文学研究資料館における研修コースの充実強化を図って、我が国におけるアーキビスト養成の実を上げていくことが必要であるという考えでございます」との認識を示されました(傍点は筆者補)。

そうしたことから、国立史料館教員一〇人を中心に、七月と九月に二ヶ月近くにわたって長期史料管理学研修会を開催するようになり、今も続けられておりますけれども、それを近世史の研究者が担当していたということです。その後、史料館の名称は失われて、今では大学共同利用機関・人間文化研究機構の一つである国文学研究資料館のなかに、文学資源研究系・文学研究形成研究系・複合領域研究系に加えアーカイブズ研究系として置かれています。

二 古文書大國日本

話は変わりますが、私は大学の授業で、「日本は古文書大國だ」ということを必ず伝えるようにしています。前近代において、国家の歴史だけではなく、庶民の生活まで一次的な史料から明らかにできるといえるのは、おそらく日本ぐらいではないかと思っています。

とくに正倉院文書です。これは奈良時代のものですけれども、約一万通あると言われています。最近では木簡から文字が大量に発見され、あるいは漆紙文書といって、漆の甕の蓋が文書の反故紙で作られていて、そこに文字が残っているということがありますが、八世紀の一次的な記録が一万点以上も残っているというのは、全世界でも日本ぐらいしかないと思います。例えば七〇二年の戸籍が残っています。

余談ですが、マサチューセッツ州はアメリカのなかでも古い歴史があるところですが、それでも、文字の歴史としては一六二〇年以降です。その頃の古い文書の複製を作っているところをマサチューセッツ州立文書館で見せていただいたことがあります。大変興味深い文書で、ヨーロッパから移住してきた人たちとネイティブアメリカンの人たちが契約を交わし、契約文書の一つ下のところにネイティブアメリカンの人も西洋風のサインをしていました。担当者は私に「これはうちで持っているなかでも古いものなんだ」と言われ、「おまえの国は何世紀ぐらいから記録が残っているんだ」と聞かれました。私が馬鹿正直に「そうですね、八世紀ぐらいから残ってます」と言いますと、先方の顔色が変わって、手に持っていた古文書の複製をバーンとゴミ箱に捨てられて、「八世紀から残っているのなら、こんなものは面白くないだろう」と言われてしまいました。私は十七世紀の近世史を専門にしていますので、とても興味深かったのですが、いまさら捨てた複製をくださいとも言えなくて、もったいないことをしたな

あとと思って帰ってきたことがあります。

話をもとにもどしますと、平安時代は『平安遺文』という史料集があり、それを数えますと五五三〇通だそうで、法令集などを追加しますと一万通はあるのではないかと言われています。これは、保立道久さん（東京大学史料編纂所）がおまとめになったのですが、鎌倉以後は三万二九三四通で、これ以外にも未紹介の中世文書を含めると五万通を超えるということです。室町・戦国期に関しては、数が分からないということですが、史料編纂所が集めた写本の点数を永村真さん（元史料編纂所員、現在日本女子大学）が数えたそうですけれども、約二〇万点あるのではないかとことです。

保立さんは、「近代の日本は東アジアの諸国と比べても、ヨーロッパ諸国と比べても、大量の文字資料、文献資料を残したとすることができる。それは、統計的概算のないままに膨大性が強調される近世資料のみのことではなく……」と近世史に辛口のご意見ですが、近世史料は数えたくても数えられないのです。今でも未整理の文書が古書店から膨大に売りに出されています。本当に悲しいことですけれども、新潟の中越地震があったときは、未整理の文書が古書店に大量に流れ、今回の東北の震災のときもそうでした。そういった形で市場に出るものも含め、「えっ、まだこんなものがあるの」というぐらい未整理のものがたくさん残っているのです。国立史料館だけでも日本全国で五〇万点の資料をもっているわけで、あとどれだけの史料が全国にあるのかということですね。

中国では正史を編纂すると、その元になった一次的な史料は廃棄してしまっただけで、あまり一次的な史料が残っていない。韓国も同じように正史を作ったら一次的な史料を廃棄してしまうということですが、最近はいろいろな民間史料も発見されるようになってきているのではないかと思います。それでも日本のように膨大に残っているかという点、それは限られているのではないかと思います。

オリヴィエ・ギョジャンさんが「フランスにおける中世史料」という論文で紹介していますが、フランスでは一二〇年まではオリジナル証書が大体五〇〇〇点ということでした。また、「十二世紀までに関しては、保存された史料―オリジナル、或いは多くの場合、後代の写本―は、大教会所有者の古文書庫に由来するもののみである。古代の習慣に従って、少なくとも九世紀までは王や皇帝の宮廷の古文書庫が存在したものと思われる。しかし、それらは完全に消滅しており、私自身はその重要性の評価にかなり慎重である」と指摘しています。日本の朝廷の記録が残っているのに比べて、フランスでは完全に消滅していることに私は驚きを隠しません。というのも、フランスはアーカイブズ先進国だからです。

さらに、「この初期の史料の極端な量的・質的な低さと、世紀ごとの重要性の差異は、さまざまな要因によって説明される。七世紀の終り頃まで、証書の基底材は植物（パピルス）であった。ロール状のマニスクリプトは既に羊皮紙に書かれていたが、伝統的に維持されたパピルスという基底材は非常に壊れやすく、オリジナルの残存が奇跡的である」という状況が説明されます。ですから、西洋では古い文書は物理的に残りにくいことがあり、これはフランスに限らないのだろうと思います。

ただし、ギョジャンさんは、フランスに古文書が残らない理由を物理的、あるいは偶発的な理由のみで説明していないところが注目されます。すなわち、「フランスで書かれたパピルス証書のうち、唯一パリ近くのサン・ドゥニの修道院のものだけが残存している。羊皮紙に書かれた証書はやや数が多いが、それでも絶対量は極めて少ない。後世の史料についても当てはまる盗難・戦争・火災といった不運だけでは十分に行かない」と。要するに、なぜフランスに一次的な記録が少ないかというのは、盗難や戦争や火災があったからという理由だけでは十分に説明できず、「使用後すぐに資料に対する興味が失われるという点に特に原因がある」と述べています。つまり、文書

に対する意識の差が文書の残り方に影響していることを示唆しているのではないのでしょうか。

ところで、網野善彦さん（故人）は、『アーキビストの養成・制度の実現に向けて』という報告書のなかで、アーキビストの養成に文書の評価・選別・廃棄が取り上げられていることに対して、中世史の立場から意見を述べています。能登の時国家の調査に入った経験が基礎になっていますが、「限られた調査期間、文書所蔵者の事情等により、つねに理想的に行いえない場合のあることも十分に考えておかなくてはならないが、大藤修、安藤正人の強調するように、文書の原形、原秩序をできるだけ正確にとらえるようにすることは、きわめて重要」と認めながらも、大藤・安藤の御二人が提言する「文書管理史」は「考慮されるべき問題を提起する」と疑問を呈しています。

大藤修さん（元国立史料館、現在東北大学）や安藤正人さん（元国立史料館、現在学習院大学）が提唱した「文書管理史」は、御二人が提唱された「史料管理学」の重要な研究分野の一つです。「史料管理学」は英語の record management を訳したもので、大藤さんや安藤さんにも反論はあるでしょうが、どうも management を「管理」と直訳したことに網野さんは大きな抵抗を感じたようです。また、こうも書いています。「上時国家の文書に関してみると、蔵に保存された文書は、たしかに同家その歴史の中で何らかの形で、「管理」しつづけてきた文書であることは間違いないが、廃棄寸前の文書及び襖下張り文書は「管理」の外におかれ、そこから完全に阻害された文書といわなくてはならない。しかも、泉雅博がのべているように、これらの廃棄されようとした文書、または、廃棄されながら再利用されたために伝来した文書と、通常の経緯で選択・保存されて伝わった文書の性格には驚くべき違いがあり、上時国家の北前船の活動及び金融業については、後者にはほとんど手懸りがなく、前者によってはじめてその実態を明らかにすることができるのである」。

また、共同研究者の関口博さんによれば、「後者―「管理」、保存された文書では、わずかな田畑を耕作する上時

国家の下人としての姿を見せるのみの人物が、前者―襖の下張り文書においては、北前船の船頭として交易に従事し、千両に及ぶ取引を行う有能な経営者としてその名を現わしている」そうです。

つまり、このことはまさしく管理・保存されてきた文書の性格、ひいてはその「管理」の本質の一端をあざやかに示していると言っているのではないかと。「管理」には当然、保存すべきか廃棄すべきかの文書保持者の選択意思が加わっています。先ほどから言っているアーキビストのプロフェッションです。それは当然、当時の歴史的状况に規定されている。それゆえ、こうした管理の歴史とその特質をより精細に、また、体系的に明らかにし、従来の事情を説明することが文書資料そのものの特質をとらえ、逆にその限界を明確にするために不可欠な課題であり、「文書管理史」の研究の提言に積極的な意義のあることは十分に承認することができると思ながらも、「とはいえ、この用語は「管理」から阻害され、切り捨てられた文書に積極的な規定を与え得ないというらみがあることも事実」「しかも、そうした廃棄された文書群が、歴史研究者自身がこれまで事実上、切り捨ててきた世界の実態をよく物語り、従来の歴史像を大きく変える内容を持っていることは確実である」と指摘しています。

つまり、捨てた文書の方が本当はもっと豊かな歴史を語りかけているのではないかと、ということを網野さんがおっしゃるわけです。もはや中世の史料を捨てる方はいないと思いますし、近世の史料も捨てることは考えられません。とにかく、どんなものでも、文書を保管している箱の底から紙切れの断片が出てきても、絶対に捨てません。取っておきます。いつか何かとくつつくかもしれないということを取っておきます。

ただし、近・現代文書になると現実的にはどうでしょうか。近・現代史の研究者から怒られそうですが、九州では一つの家文書が二万点、三万点超えることがよくあります。そのうち、多くは一冊の大福帳を付けてしまえば済むような領収書の束だったりして、それが何百点、何千点と出てくる。私も、くる日もくる日も、覚、記、請取と

いった領収書のデータを取り続けた経験があります。あるとき、留学生の方が「こんなのは捨てたら？」と正直に言ったことがあって、「そんなことは……」と私はあわてて否定しましたが、心のなかでは確かにと思わなくもありませんでした。つまり、近・現代が中心の民間文書の調査に入るときには、網野さんのご指摘のように、調査先との関係から短期間で済ませなければならぬ必要もあり、そのなかでどうやって文書を捨てずに、あるいは原秩序を解体せずに調査するのか、ということがやはり問題だろうと思うのです。

そうしたなかで、近世史の吉田伸之さん（東京大学）が一九九五年に「現状記録法」を提唱されました。つまり、どこにどういう史料群があったのか、その史料保存の環境をきちんと記録に取っておき、もし自分たちで今回は調査できないということがわかったら、むやみやたらと文書群を分解しないで、凍結しておこう、と。以上は私の理解なので、吉田さんの提唱されていることとズレがあるかもしれませんが、この「現状記録法」や「凍結整理法」は、もはや史料整理の現場で当たり前になっているのか、あるいはただ議論をしなくなっただけなのでしょう。私はもはや門外漢なので、もしそのあたりの現状をご存じの方がいらっしゃればご教示いただけると幸いです。

おわりに

私が学生に、「日本は古文書大国である」と説明しますと、学生は「なぜ日本は古文書大国のですか」と素朴な疑問を返してきます。そのときに私が第一に思ったのは、物理的な要因です。和紙は大変生命力が強いのです。なぜ和紙は西洋紙に比べると生命力が強いかというと、西洋紙は紙を作るときにパルプを細々に切って、短くして糊でくっつけるのですけれども、和紙は手間をかけて繊維をほごき、長い繊維のままくっつけるので、その繊維の

長さが和紙の生命力が強さにつながっているそうです。ただ、ときどき糊に膠を入れたことで、これが酸性物質なので劣化を促進することもあるのですが、和紙自体は本当に生命力が強い。ですから、今では西洋画の修復に裏打ち紙として、和紙をわざわざ日本から輸入して使っているぐらいでして、世界的に和紙の安定性が注目されています。

その和紙に墨で書く。この墨も大変安定性が高いわけです。私の恩師の中村質先生（故人）がリスボンのポルトガル国立図書館とエヴォラ公文書館（図書館）に残っている南蛮屏風の裏張から出てきた豊臣期の文書を発見されました、図書館の方に屏風を水につけて文書を剥がすことを提案されたそうです。そうすると、当然ライブラリアンの方が冗談じゃないと怒ったそうです。西洋の文書は、パピルスや羊皮紙など壊れやすい紙の素材に加えて、ご経験があるようにインクは水がかかるとすぐに流れてしまうので、水につけるのはあり得ないことだったそうです。

中村先生は日常の手紙も和紙に筆で書くという風情のある方でしたので、おそらく先方にも筆や和紙を持参されていたでしょう。実際に和紙に筆で文字を書いて、水につけてライブラリアンの方に見せて、「ほら、大丈夫でしょう」という実験をやって、それで納得してもらって文書を剥がしたということです。このエピソードにも明らかですね。日本の和紙に墨で書かれた文書というのは、水につけても大丈夫。つまり大変丈夫だということです。だから、物理的な要因は大きいと思います。

加えて、精神的要因があるだろうと思います。先ほどご紹介したフランスでは原文書としての役割が終わってしまったと、全くその文書に対して興味・関心がなくなってしまうのに、日本の場合にはそうではなくて、例えば中世の土地証文である売券は、持っているだけで効力を発揮するそうです。文書に自分の名前が書いてなくても、持って

いれば自分がその土地の権利を行使できるとか、ただ文書を持つていることで価値があったりします。あるいは、「日記」という記録を残していく家があったり、あるいは、地域の庄屋はその家職のなかで文書を残していくという役割があったりもします。これは精神的というよりは、経済的・社会的な要因かもしれませんが。

しかしながら、こうした意図的に文書を遺そうという行為の一方で、もう少し精神的な要因があって日本は古文書大國になっているのではないかと、ということを私は最近考えるようになりました。中世では「文書フェティズム」ということを提唱する方もいるようです。これとは別に、私は最近、世界的に有名になった日本の「もったいない精神」があったのではないかと思うのです。

実は、正倉院文書の七〇二年の戸籍というのは、「もったいない精神」で残されたものです。写経をする際に公文書の裏紙を用いたもので、たまたまその裏紙が戸籍や台帳だったということです。だから、紙の裏が白くてももったいないから写経に使うということをしなければ、紙背文書として残ることもなかったわけです。あるいは、時国家文書も管理する文書がある一方で、古い蔵のほうに捨てたはずの文書がまだ残っているわけです。捨てたのだけれども残っているという状況で、今に伝わる。きつと捨てたのだけれども、もったいなくてまだ何かに使えるのではないかと、いうことで残っている。そういう状況が、日本を古文書大國にしてきたとは言えないでしょうか。

伝統的精神として、文書を大切に保存する一方で、いったんは評価・選別して捨てた文書も、もったいないから捨てないで置く、あるいはただもったいないから捨てないで放置していた。そのような精神風土があって、古文書大國日本になってきているわけです。これまで私は近世史をしているからものが捨てられず、自分には評価・選別する能力はないのでアーキビストには向かないなどと思っていました。近世史だからではなく、私自身に日本人の「もったいない精神」が染みついているからだと考えようになりました。

これを逆にみれば、「もつたない精神」という日本の精神風土のもとで、評価・選別という、ある意味、非情とも言える合理的精神を日本のアーキビストのプロフェッションとして求めるのは、風土的に厳しいのではないのでしょうか。しかも、それがアーキビストの個人の能力に大きく委ねられるとなると、とてもできないだろうと私個人としては思うのです。ただ、今回の話しをするために、私もいろいろな文献を読み直しましたが、海外の状況も含めて、まだどのように評価・選別したらいいのかという明確な指針は合意されていないように見受けられました。

その一方で、最近「断捨離」も流行っています。本来は仏教用語ですが、とにかく物への執着を消し去って不要なものは捨て、必要なものだけで生きていこう、と。「足る事を知る」ということなのでしょう。私もそうありたいですが、我が家で「断捨離」をしたら大変なことになります。それはともかく、先日、私が懇意にしている福岡藩士の末裔の方で文書を持っていらっしやる方が、「今日、我が家で断捨離したら古文書が出てきましたが必要ですか」というメールをくれました。研究者のつてを持っていらっしやる方などは、そうやって連絡をくださるのでしようけれども、そういったつてを持ってない方々は、どんどん大切な記録を捨てていつていてるのではないかと思います。

今、紙媒体で記録が残らなくなってきていることも大問題でしょうが、「遺していこう」「もつたない」という意識が弱くなっていることも新たな問題なのだと思います。意識して遺していかないと、日本はこれまでのような古文書大国ではありえなくなってしまうのではないのでしょうか。

以上、かなり雑ばくな話でしたが、皆さんになにかメッセージを送ることができたなら幸いです。どうもありがとうございます。

〔参考文献〕

- ・網野善彦「史料学の発展のために」（網野善彦編『日本中世史料学の課題』（弘文堂、一九九六年）
- ・オリヴィエ・ギョジャン「フランスにおける中世史料」（東京大学史料編纂所編『歴史学と史料研究』、山川出版社、二〇〇三年）
- ・菅野文夫「中世的文書主義試論」（『岩手大学教育学部研究年報』五〇―一、一九八六年）
- ・『史料館の歩み五〇年』、国文学研究資料館史料館、二〇〇一年
- ・全国歴史資料保存利用機関連絡協議会専門職問題委員会『アーキビスト制度関係史料集』、一九九九年
- ・保立道久「アーカイブズの課題と中世史料論の状況」（『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』研究レポート1、国文学研究資料館史料館、一九九七年）
- ・中村質『近世長崎貿易史の研究』（吉川弘文館、一九九八年）
- ・吉田伸之「現状記録法による調査方法の基本理念」（『千葉県地域史料現状記録調査報告書』第1集、一九九五年）